

江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業

プロポーザル募集要項

令和3年2月3日

江差町・上ノ国町学校給食組合

1. 募集要項の定義

「江差町・上ノ国町学校給食センター設計・施工・調理・配送・維持管理業務事業」募集要項（以下「募集要項」という。）は公募型プロポーザルとして「江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、提案者を対象に配布するものである。また、募集要項に添付する「江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業プロポーザル要求水準書」（以下「要求水準書」という。）及び「江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業プロポーザル事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という）は募集要項と一体のものとする。なお、募集要項等に記載のない事項については「募集要項等に関する質問書」で回答することとする。

2. 事業目的

学校給食には、児童生徒の心身の健やかな発達を支えるため、安全・安心な給食を安定的に提供することが必要なことであり、学校給食栄養基準に基づく栄養バランスを確保し、おいしく魅力ある給食を提供することが重要である。また、学校給食には、地産地消の推進や食に関する情報提供など、食を通じた地域の連携においても役割を担うことが求められている。

こうした学校給食の役割を適切に果たすためには、各種法令及び基準に適合した学校給食施設が必要となる。本組合の現状の学校給食施設については、施設・設備等の老朽化が著しい状況にあり、衛生管理基準のドライ対応施設への課題、米飯給食の提供、食物アレルギーへの対応などの課題がある。学校給食の最大の責務である「安全で安心な給食の提供」を安定的に行うために、施設・設備・衛生管理の環境整備を実施するもの。

3. 事業概要

(1) 事業名称

江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業

(2) 事業方式

本事業は公募型プロポーザル方式を採用し、事業者が学校給食センターの設計・施工・調理業務・配送業務・維持管理業務を行うものである。(DBO 方式)

(3) 事業予定地

檜山郡江差町字砂川町7番地

(4) 計画条件

- ・鉄骨造平屋建て 1,000㎡程度
- ・配送先 小学校5校 中学校3校
- ・最大提供食数 800食
- ・年間提供日数 センター稼動日数210日／年 喫食回数190回／年
- ・提供開始時期 令和4年8月中旬（予定）
- ・主食（米飯設備）有り
- ・パン、麺、牛乳は別途委託業者で調理後、学校給食センターへ一括配送
事業者がセンターにて学校別に仕分け後、事業者にて各学校へ配送

(5) 献立作成及び食材発注業務

- ・献立及び食材調達については、栄養教諭（道費負担職員）が行う。

(6) 事業スケジュール

事業スケジュールはおおむね以下のとおりとする。

スケジュール	内 容
令和3年4月上旬	基本契約の締結
令和3年4月上旬～8月下旬	施設整備期間（実施設計）
令和3年6月上旬	議会に工事請負契約議案を提出
	議決後本契約
令和3年9月上旬～令和4年7月下旬	施設整備期間（建設工事）
令和4年7月上旬～7月下旬	開業準備期間
令和4年7月下旬～10月	解体工事
令和4年8月上旬～令和19年3月まで	調理・配送・維持管理業務期間

(7) 事業範囲

①施設整備業務

- ア) 事前調査業務及び関連業務
- イ) 各種認可申請等業務及び関連業務
- ウ) 設計業務（基本設計 実施設計 解体設計）及び関連業務
- エ) 建設業務（付帯施設及び外構）及び関連業務
- オ) 解体工事業務（現給食センター 建物本体・敷地内住宅・車庫・ゴミステーション・厨房機器・調理器具・コンテナ・ボイラー等）
- カ) 厨房調理機器 調達・搬入設置業務
- キ) 厨房調理備品 調達業務
- ク) 食器・食缶等 調達業務
- ケ) 施設備品(事務機等)調達業務
- コ) 完成検査及び引渡し業務

②調理業務

- ア) 物資検収時の受け取り、格納、検温、検品業務
- イ) 主食（米飯）及び副食の調理業務(下処理業務を含む)
- ウ) 原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務
- エ) 食物アレルギー対応食調理業務
- オ) 配缶等業務
- カ) 食器食缶等・厨房調理機器・厨房調理備品の洗浄・消毒保管業務
- キ) 厨芥、残滓等の処理業務
- ク) 施設、設備及び機器の清掃、消毒、安全点検並びに記録業務
- ケ) 使用物品調達管理業務
- コ) 衛生管理業務
- サ) ボイラー運転管理業務（設置する場合のみ）
- シ) その他機器の簡易な点検業務
- ス) 前各号に付帯する業務

③配送業務

- ア) コンテナ配送及び回収業務
- イ) コンテナ配送用車両調達業務
- ウ) 配送車の車両日常点検・清掃・維持管理業務

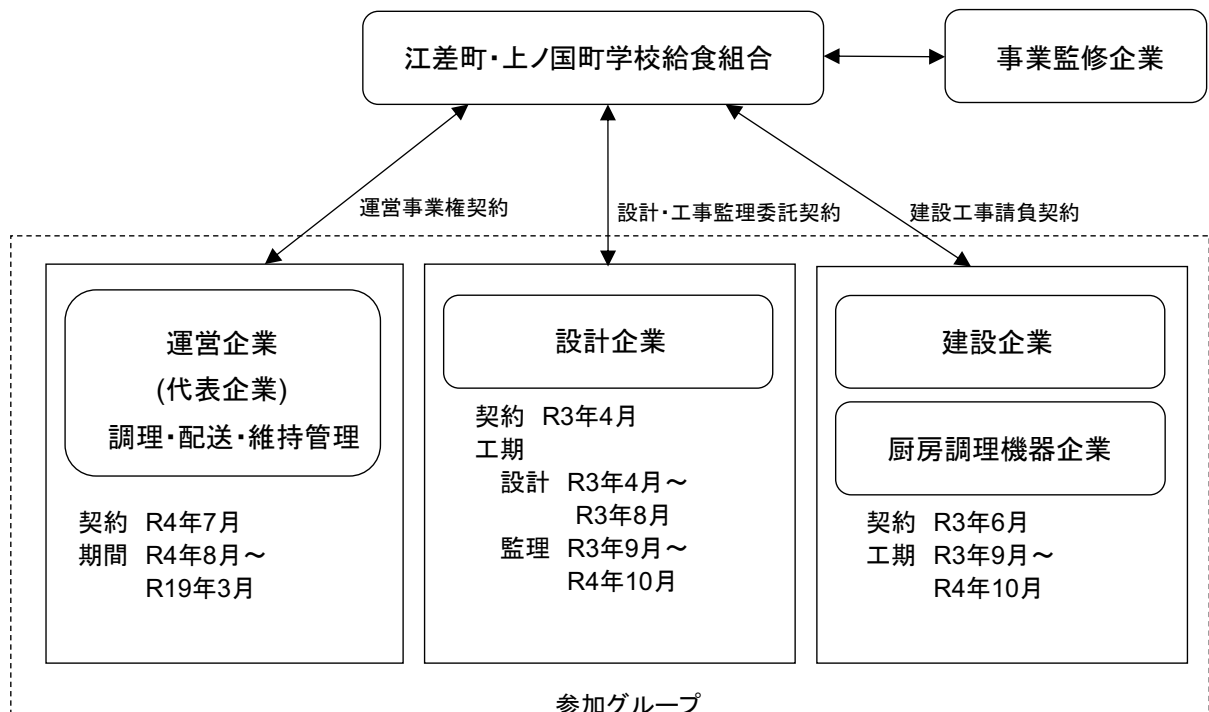
④維持管理業務

- ア) 建築物保守管理業務(修繕業務含む)
- イ) 建築設備保守管理業務(修繕業務含む)
- ウ) 付帯設備保守管理業務(修繕業務含む)
- エ) 外構等保守管理業務(外構の修繕業務を含む)
- オ) 厨房調理機器・厨房調理備品・食器食缶等・施設備品保守管理業務(厨房調理機器の修繕業務、厨房調理備品の修繕・補充業務、食器食缶等の修繕・補充業務、

- 施設備品の修繕業務を含む)
- カ) 防鼠害虫等検査駆除業務
 - キ) 施設警備業務
 - ク) 消防用設備等点検業務
 - ケ) 自家用電気工作物保安管理業務
 - コ) 除害施設管理業務(油分離槽洗浄清掃、濾過槽・スクリーンバケット洗浄清掃、油吸着剤交換、汚泥等運搬・処分) (設置する場合のみ)
 - サ) ボイラー保守点検業務 (設置する場合のみ)
 - シ) 塩素滅菌装置保守点検業務 (設置する場合のみ)
 - ス) 冷凍冷蔵庫保守点検業務
 - セ) 自動ドア保守点検業務
 - ソ) 油分離槽水質検査業務
 - タ) L P G強制気化装置保守点検業務 (設置する場合のみ)
 - チ) 高所清掃業務
 - ツ) 排水管等洗浄業務
 - テ) 施設清掃業務
 - ト) 受水槽・高架水槽・ホットウエルタンク清掃業務 (設置する場合のみ)
 - ナ) 地下重油タンク清掃・圧力試験業務 (設置する場合のみ)
 - ニ) ボイラーばい煙量等測定業務 (設置する場合のみ)
 - ヌ) 電気料、上下水道料、ガス、重油等の施設運営に係る光熱水費負担業務 (本給食組合職員用を含む)
 - ネ) その他維持管理に必要な関連業務

(8) 事業スキーム

事業スキームについては以下のとおりとする。



4. 事業者の選定

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定に当たっては、民間企業の提供しうるサービスや提示金額に対し、透明性・公平性・競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価し、総合評価方式にて事業者を選定する。

(2) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の選定スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

スケジュール（予定）	内 容
令和3年2月3日(水)	募集要項 要求水準書の公告
令和3年2月4日(木)～16日(火)	プロポーザル参加申込及び資格申請書受付
令和3年2月19日(金)	プロポーザル参加資格審査結果通知
令和3年2月22日(月)～25日(木)	募集要項・要求水準書に関する質問受付期間
令和3年2月22日(月)～3月15日(月)	提案書類の受付期間
令和3年3月1日(月)	質問に対する回答
令和3年3月下旬	提案書類に関するプレゼンテーション
令和3年3月下旬	審査委員会
令和3年3月下旬	審査結果通知
令和3年4月上旬	基本契約の締結

(3) 応募者の参加資格

ア) プロポーザル参加者の構成

①プロポーザル参加者の定義

プロポーザルに応募する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の構成については以下のとおりとする。

- a) プロポーザル参加者は江差町・上ノ国町学校給食組合の求める性能を備えた学校給食センターの設計・建設及び調理・配送・維持管理業務を管理運営することのできる企画力・信用・技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。
- b) プロポーザル参加者は以下により参加グループを構成するものとする。
 - ・調理、配送、維持管理業務運営企業（以下「運営企業」という。）
 - ・本施設を建設及び現施設を解体する企業（設備施工業者を含め、以下「建設企業」という。）
 - ・本施設を設計監理する企業（以下「設計企業」という。）
 - ・本施設の厨房調理機器・厨房調理備品等を調達・搬入設置する企業（以下「厨房調理機器企業」という。）

②代表企業の選定

- a) 運営受託企業を代表企業とすること
代表企業は直接運営を行なう企業とすること。
- b) 代表企業は本プロポーザルの応募手続きや選定者となった場合の契約事務を含め、江差町・上ノ国町学校給食組合とグループ企業の調整・協議等における窓口役を行う他、本業務に係る参加グループ内全ての調整等の責任を負うものとし、江差町・上ノ国町学校給食組合への手続き等はすべて代表企業を通じて行われるものとする。

③構成企業の制限

構成企業には江差町・上ノ国町学校給食組合が別途発注する事業監修を実施する企業（以下「事業監修企業」という。）は業務を構成することはできない。

④複数応募の禁止

構成企業は他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

イ) プロポーザル参加者の共通資格要件

①構成企業の共通資格要件

プロポーザル参加者は以下の参加資格要件を満たすものとする。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ・ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てをなされていないもの、または民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てをなされていないものであること。
- ・ 要求水準書の公表から事業者の選定が終了するまでの期間に、江差町及び上ノ国町からの指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 江差町及び上ノ国町の「入札参加資格者名簿」に登録されていること。ただし、本事業は民間ノウハウの活用を目的とするため、随時追加を受付ける。
- ・ 江差町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成13年4月1日付け建設第17号）第2第1項の規定及び上ノ国町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成20年3月27日付け上ノ国町要綱第299号）の規程に該当しないこと。
- ・ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等により町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

ウ) 構成企業の個別参加資格条件

① 運営企業（調理・配送・維持管理業務）

- ・ 受託開始期間として、平成22年4月～令和2年3月の間に調理能力500食以上の学校給食センター等調理業務受注実績があること。

② 建設企業

- ・ 建設業者は特定建設工事共同企業体であって、要件は下記の通りとする。
- ・ 全ての構成員は、北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
- ・ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- ・ 全ての構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業であること。
- ・ 構成員のうち、代表者1社かつ構成員のうち1社は、江差町又は上ノ国町に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ・ 他の構成員は、檜山振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ・ 全ての構成員は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- ・ 構成員の代表者は、檜山振興局管内において、過去15年間（平成17年度以降）に、元請として施工した次の実績を有すること。

ア 発注者：国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の13に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

イ 構造：非木造

ウ 請負金額：3億円以上

エ 種類：新築・改築・増築工事

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

- ・ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、当該建設工事着工日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。

- ・現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- ・参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

③ 設計企業

- ・江差町及び上ノ国町に指名願いの提出がなされていること。
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているものであること。
- ・次の条件を満たす業務（平成 22 年 4 月 1 日以降に完了したものに限る。共同企業体により履行した場合は、代表構成員として履行したものに限る。）の履行実績を元請として有していること。

ア 発注者：国、地方公共団体、建設業法施行令第 27 条の 13 に規定する公共法人、建設業法施行規則第 18 条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

イ 構 造：非木造

ウ 用 途：学校給食センター等の実施設計業務

- ・次の条件を満たす技術者が設計業者の組織に属していること。

ア 管理技術者は一級建築士であること。

イ 主任技術者は一級建築士または二級建築士であること。

④ 厨房調理機器企業

- ・竣工年月において、平成 22 年 4 月～令和 2 年 3 月の間に調理能力 500 食以上の供給能力を持つ学校給食センター等への厨房機器納入実績（総合物件のみ）があること。

5. プロポーザル参加手続き

(1) 質問・回答

募集要項・要求水準書等に関する質問は次のとおり受け付ける。

- ①提出期間 令和 3 年 2 月 22 日（月） 9 時から
令和 3 年 2 月 25 日（木） 17 時まで
- ②提出書類 募集要項に添付した「募集要項・要求水準書等に関する質問書（様式 1）」に必要事項を記入すること。
- ③提出方法 提出場所へ電子メール(データ)にて提出すること。
- ④提出場所 江差町・上ノ国町学校給食組合 管理係
住 所：北海道檜山郡江差町字南浜町 4 1 1 番地
T E L：0139-52-1356
F A X：0139-52-1673
E-mail：e-kyuushoku@town.hiyama-esashi.lg.jp
- ⑤質問回答 令和 3 年 3 月 1 日（月） 17 時までに電子メールにて回答する。

(2) 参加申請

参加を希望する事業者は関係する以下の書類を提出すること。

- ① 提出期間 令和 3 年 2 月 4 日（木） 9 時から
令和 3 年 2 月 16 日（火） 17 時まで
- ② 提出書類 募集要項に添付した以下の書類を提出すること。
 - ・プロポーザル参加申込書（様式 2）
 - ・構成企業 実施体制表（様式 3）
 - ・構成企業 会社概要書（様式 4）
 - ・一級建築士事務所登録証明
 - ・特定建設業許可証明
 - ・参加企業の実績表
(食数を証明するもの及び契約書または注文書の写しを添付すること。)

- ③ 提出方法 提出場所へ持参
- ④ 提出場所 江差町・上ノ国町学校給食組合 管理係
- ⑤ 参加資格審査結果通知は令和3年2月19日（金）までに文書送付によって通知する。

6. 提案書について

(1) 提案書の提出

参加資格審査結果通知により、審査に合格した事業者は提案書を以下の要領で提出すること。

- ①提出期間 令和3年2月22日（月） 9時から
令和3年3月15日（月） 17時まで
- ②提出書類 以下の書類を提出すること。
 - 1. 提案書（様式5）
 - 2. 配置図（任意様式 A3 1枚）
 - 3. 平面図（任意様式 A3 2枚以内）
 - 4. 立面図（任意様式 A3 2枚以内）
 - 5. 断面図（任意様式 A3 2枚以内）
 - 6. 外観図（任意様式 A3 1枚）
 - 7. 設計概要・仕上表（任意様式 A3 2枚以内）
 - 8. 建物の設計、施工、調理業務及び維持管理の考え方
 - 8-①設計（任意様式 A3 2枚以内）
 - 衛生管理への考え方
 - ライフサイクルコストや環境負荷低減への配慮
 - 設計の工程
 - 8-②施工（任意様式 A3 3枚以内）
 - 工程表及び工期短縮の考え方
 - 工事中の安全管理の考え方
 - 品質管理への考え方
 - 8-③厨房調理機器、厨房調理備品（任意様式 A3 8枚以内）
 - 厨房調理機器リスト（品名・型式・数量・仕様）
 - 厨房調理備品リスト（品名・型式・数量・仕様）
 - 主要厨房機器・調理備品の特徴
 - 8-④調理、配送業務（任意様式 A3 5枚以内）
 - 運營業務における衛生管理の考え方
 - 食の安全を確保するための取り組みについて
 - 運営実施体制、責任者の配置等について
 - 衛生管理・異物混入に対する具体的な方策
 - アレルギー対応食の提供について
 - コンテナの配送回収業務等について
 - 8-⑤維持管理（任意様式 A3 1枚）
 - 維持管理費削減の工夫
 - 9. 構成企業の納入実績（任意様式 A3 2枚以内）
 - 平成22年以後、主たる同業種または類似業種実績を記載すること。
 - 10. 業務実施体制（任意様式 A3 1枚以内）
 - 11. 事業費見積書（様式6）
 - 12. 江差町・上ノ国町 入札参加資格者名簿登録の証明の写し
 - 13. 2～8の概要版（任意様式 A3 2枚以内）
- ③提出部数8部 正本1部（企業名記名有り） 副本7部（企業名無し）
- ④提出方法 提出場所へ持参
- ⑤提出場所 江差町・上ノ国町学校給食組合 管理係

(2) プレゼンテーションの実施

提出者に対して提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは以下の要領で実施する。

①実施日時 令和3年3月下旬

②開催場所 江差町役場 2階 庁内会議室

③その他

- ・スクリーンは江差町・上ノ国町学校給食組合で準備するが、パソコンとプロジェクターは提案者で用意すること。
- ・提案者の会場への入室は7名以内とすること。
- ・提案者は提案書に記載されたこと以外の書類を配付することはできない。
- ・プレゼンテーションは以下の時間配分で実施する。

機材の準備 : 5分

事業者からの説明 : 20分

質疑応答 : 20分

7. 審査及び結果について

(1) 審査及び選定に関する手順

事業者選定にあたり、江差町・上ノ国町が「江差町・上ノ国町学校給食センター移転改築管理運営事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は評価項目（別紙）に記載される事項について審査し、事業者選定に関する評価と審査を行う。

最も点数の高い提案者を優先交渉権者とする。

(2) 採点表

採点表は非公表とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は所定の手続きを経た決定後、提案者に対して書面により速やかに通知する。

(4) 選定結果の無効

次のいずれかに該当する場合、提案者の参加を無効とする。

①提出書類に虚偽の記載をした場合

②受付期間を過ぎて提出された場合

③軽微な誤字脱字を除く重要な記載ミスがある場合

8. 契約について

(1) 契約の締結

①設計内容の協議

優先交渉権者決定後、基本契約を締結の上、直ちに設計（基本設計・実施設計・解体設計）を行う。

②契約の締結

江差町・上ノ国町学校給食組合は、代表企業との間で事業全体の基本契約を締結する。

江差町・上ノ国町学校給食組合は、設計企業との間で「設計業務」の契約を締結する。

江差町・上ノ国町学校給食組合は、建設企業との間で「建設・解体業務」の仮契約を締結する。

江差町・上ノ国町学校給食組合は、運営企業との間で「調理・配送・維持管理業務」の契約を締結する。

建設・解体業務は、議会議決を得た後に、本契約を締結する。

- (2) 事業契約の枠組み
 - ①契約当事者
江差町・上ノ国町学校給食組合及び代表企業
 - ②締結時期

設計業務	令和3年4月上旬
建設業務	令和3年6月上旬
調理・維持管理業務	令和4年7月上旬
- (3) 契約期間

設計業務	令和3年4月上旬から令和3年8月下旬
監理業務	令和3年9月上旬から令和4年10月下旬
建設業務	令和3年9月上旬から令和4年7月下旬
解体業務	令和4年7月下旬から令和4年10月
調理・配送・維持管理業務期間	令和4年8月上旬から令和19年3月まで（予定）
- (4) 事業契約、業務契約の概要
詳細は契約書で規定する。
- (5) 契約金額の変更
要求水準書に記載されない事項、給食条件の変更が発生した場合の契約金額は別途協議とする。
- (6) 契約書
契約書（案）は非公表とし、落札事業者と協議とする。

9. その他留意事項

- (1) 募集要項の承諾
応募者は「プロポーザル参加申込書」の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 費用負担
本プロポーザルの応募、提案書の提出に関して発生した費用は、すべて当該応募者の負担とする。
- (3) 審査書類の取扱い
応募者の審査書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、江差町・上ノ国町学校給食組合が当該応募者の審査書類を公表、展示その他、江差町・上ノ国町学校給食組合が本事業に関して必要と認められる用途に用いる限りにおいて、応募者は江差町・上ノ国町学校給食組合がこれを無償で利用することを許諾する。
- (4) その他
様式1から様式4については統一様式とするので、参加申請を提出時に江差町・上ノ国町学校給食組合よりCDデータにて受け取ること。
- (5) 募集要項に関する問い合わせ先
江差町・上ノ国町学校給食組合 管理係
住 所：北海道檜山郡江差町字南浜町4 1 1 番地
T E L：0139-52-1356
F A X：0139-52-1673
E-mail：e-kyuushoku@town.hiyama-esashi.lg.jp